

第 20 回 青森県環境審議会

日時：平成 26 年 2 月 12 日（水）

午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

会場：青森国際ホテル 2 階「春秋の間」

（司会）

開会に先立ちまして、本日の配付資料について確認をさせていただきます。

お手元に配付資料一覧、会議次第、出席者名簿、席図、説明資料を配付しております。説明資料は、諮問案件としての資料 1 と資料 2、報告案件としての資料 3、最後にその他資料の 4 種類がございます。なお、資料 1 - 1 から 1 - 3、資料 2 - 1 から 2 - 3、参考資料の水質用語解説につきましては、事前送付をしております。

不足等はありませんでしょうか。よろしいですか。

ここで、事前送付をいたしました資料について、一部修正がございますのでお知らせします。まず資料 1 - 1 「公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」の 2 ページをご覧ください。「8. 緊急時の措置（1）健康項目」の 1 行目に「環境基準を超える数値」とありますけれども、「環境基準値を超える数値」に修正をお願いいたします。

次に、資料 2 - 2 の 3 ページをご覧ください。「（3）継続監視調査」の上から 3 行目に、「5 年間以上環境基準を超過した」とありますが、同じように「環境基準値を超過した」に修正をお願いいたします。

以上、2 点につきましてお詫びして訂正を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから第 20 回青森県環境審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、林環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

（林環境生活部長）

県の環境生活部の林でございます。

まず、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。そしてまた、環境行政をはじめとする県の施策に対しまして、常日頃から格別のご理解、ご協力をいただいていること、この場をお借りしてお礼を申し上げる所でございます。

さて、皆様もご承知のとおり、本県、白神山地をはじめとする自然環境、あるいは安全安心で良質な農林水産物を生み出す水資源など、多くの財産がございます。こういった財産を次世代に確実に引き継いでいくことが非常に重要であると考えているところでございます。

こうしたことから、県におきましては県の基本計画、あるいは第四次青森県環境計画、

こういった計画に基づきまして、環境の保全及び創造のための各種施策を実施してきているところでございます。

また、昨年 11 月に平成 25 年版の環境白書を公表いたしました。この環境白書では、平成 24 年度におきます本県の水環境、大気環境について公表しているところですが、本県の水環境、大気環境につきましては、一部に環境基準の超過が見られますものの、概ね良好な状態で推移しているということでございます。

一方で、本県の温室効果ガスの排出量、この排出量は基準年と比較いたしまして増加しております。そしてまたゴミの排出量、あるいはリサイクル率、こういったものにつきましては徐々に改善されてきてはおりますものの、依然として低迷している状況にございます。こういったことから、一層の取組の推進が求められているものと考えているところでございます。

そして来年度、平成 26 年度でございますが、県の新しい基本計画でございます「青森県基本計画未来を変える挑戦」、この新しい基本計画のスタートとなる年でございます。この新基本計画におきましても、「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」に向けまして、今後とも県民の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと考えていますので、委員の皆様にもご協力をお願いするしだいでございます。

本日のこの審議会ですが、「平成 26 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」、そして「地下水の水質の測定に関する計画（案）」、この 2 件についてご審議をいただいた後、「青森・岩手県境不法投棄事案」についてご報告をさせていただく予定です。

委員の皆様には、この案件につきましてぜひともご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。

以上、申し上げましてご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

（司会）

続きまして本日の会議の成立についてご報告申し上げます。会議の成立は青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は全委員数 33 名中 24 名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。なお、出席者につきましては、出席者名簿をご覧ください。

また、本日は新しく委員になられましたお二方をご紹介します。山口恵子委員に代わりまして羽淵一代委員です。

もうお一方は猪瀬武則委員に代わりまして長谷川亜希子委員ですが、本日は都合により欠席しております。

それでは議事に入ります。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっておりますので、これからの議事進行につきましては福士会

長にお願いしたいと思います。

福士会長、よろしくお願いいたします。

(福士会長)

それでは次第に従いまして会議を進めます。会議の円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。

初めに議事録署名者を指名させていただきます。今回の署名者は齊藤委員と杉澤委員、お二方を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、本日は諮問案件が2件あるということですので、諮問書をまず受け取りたいと思います。よろしくお願いいたします。

(林環境生活部長)

青森県環境審議会会長 福士憲一殿 青森県知事 三村申吾

諮問書 次の事項について諮問します。

1 「平成26年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」について

諮問理由 水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づく平成26年度公共用水域の水質の測定に関する計画を作成したいので、同法第21条第1項に基づき、これについて意見を求めるものである。

2 「平成26年度地下水の水質の測定に関する計画(案)」について

諮問理由 水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づく平成26年度地下水の水質の測定に関する計画を作成したいので、同法第21条第1項の規定に基づき、これについて意見を求めるものである。

よろしくお願いいたします。

(福士会長)

それでは、諮問案件1の「平成26年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(鳥谷部環境政策課長)

環境政策課長の鳥谷部と申します。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

まず、水質測定計画につきましては、水質汚濁の防止を図り、もって県民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的といたしまして、水質汚濁防止法第16条の規定に基づきまして、毎年度、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成し、これに基づき国交省、それから県、中核市である青森市、特例市である八戸市の各機関がこの計画

に基づいて水質の測定を実施し、県内の水質の汚濁状況を常時監視しているものでございます。

それでは、「平成 26 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」について御説明いたします。資料 1 - 1 は 26 年度の測定計画（案）となっておりますが、まず資料 1 - 2 に基づきまして、平成 24 年度の水質測定結果の状況についてご報告した後、資料 1 - 3 により 26 年度の測定計画（案）についてご説明いたします。

それでは資料 1 - 2 の 1 ページをご覧ください。

「1. 県内の公共用水域の概況」についてですが、平成 24 年度の水質測定の結果は、総体的に見て概ね良好な状況であり、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。

「2. 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況」についてですが、カドミウムなどの、いわゆる健康項目について、46 河川、5 湖沼、3 海域で延べ 1,368 項目の測定を行った結果、むつ市大畑町にあります正津川でヒ素が環境基準値を超過しております。この原因につきましては、ヒ素を含む温泉の湧出に由来する自然要因によるものであると考えられております。

近年は、正津川におけるヒ素以外で環境基準値を超過することはなく、環境基準の達成率は 99% から 100% の間で推移しております。

次に「3. 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況」についてですが、BOD などのいわゆる生活環境項目につきまして、63 河川、7 湖沼、8 海域で延べ 7,499 項目の測定を行いました結果、環境基準の類型指定がなされております 87 水域のうち、81 水域で環境基準を達成しており、その達成率は全体で 93.1% でした。

2 ページの表 1 をご覧ください。表 1 の右側に、平成 24 年度における全国の環境基準達成率を記載しておりますが、全体では 88.6% であり、県内の環境基準達成率は、全国平均を上回る結果となっております。

表 2 には、環境基準を達成しなかった水域を記載しております。河川では山田川の 1 水域、湖沼では十和田湖と小川原湖の 2 水域、海域では日本海岸地先海域等の 3 水域、合計 6 水域で環境基準を達成できませんでした。

いずれの水域につきましても、引き続き監視を継続していくとともに、更なる生活排水対策の普及・啓発や事業場排水に対する監視・指導等について、国や市町村などの関係機関と連携しながら、水質改善に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えています。

最後に「4. 要監視項目の水質測定結果」についてですが、県、青森市及び八戸市では、これまでの測定状況や県内における使用状況などを考慮いたしまして、要監視項目の 26 項目の中から、毎年度 2 項目を選定し、ローリングにより測定を実施しているところです。

平成 24 年度は、ニッケル及びモリブデンの 2 項目につきまして、19 河川で延べ 38 項目の測定を行い、指針値が定められているモリブデンについては指針値を下回っております。

3 ページの図 1 から 4 は、環境基準達成率の経年変化を折れ線グラフで示しておりますが、これまで説明したとおり、近年はほぼ横ばいとなっております。

次のページ、資料 1 - 2 の（追加）と書かれている資料ですけれども、これにつきましては先ほど 2 ページに掲載しております表 2 の環境基準を達成していない環境基準点の過去 10 年間の水質経年変化を示しております、陸奥湾の 2 地点、図 5 と 6 ですけれども、それを除いて継続して基準を超過している状況になっております。

資料 1 - 2 の説明は以上でございます。

続きまして資料 1 - 3 に基づきまして、計画（案）を説明いたします。

資料 1 - 3 の 1 ページ目をご覧ください。「1 . 趣旨」についてですが、最初に申し上げましたとおり、これは水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づいて作成するものです。

次に「2 . 測定計画作成に係る考え方」についてですが、公共用水域における水質の汚濁状況等を適切に監視するため、環境省から示されました処理基準に基づいて、これまでの測定結果や利水状況等を勘案いたしまして、測定計画を作成いたしました。

また、測定計画の作成に当たっては、国交省、それから中核市である青森市、特例市である八戸市から提出されました計画案を踏まえて、県が取りまとめを行っております。

次に「3 . 平成 26 年度計画（案）の概要」についてご説明いたします。

「(1) 測定項目等」についてですけれども、平成 26 年度は、25 年度と同様に 78 水域、195 地点で延べ 11,981 項目の測定を行うこととしております。表 1 に、延べ測定項目数の内訳を記載しております。

2 ページをご覧ください。「(2) 前年度計画との主な変更点」についてですが、表 2 で、前年度との延べ測定項目数を比較していますが、その増減の内容等につきましては、 から に記載しております。

及び については、毎年度変更しているもので、 については項目を表 3 のとおり A 群・B 群に分けまして、毎年交互に測定しておりますが、平成 26 年度は A 群を測定するということです。

の要監視項目については、ローリングによりましてクロロホルム「及び E P N を測定するということですが、

については、生活環境項目の「全亜鉛」と特殊項目の「亜鉛」は同一のもので、計画への計上方法につきましては特殊項目の「亜鉛」に統一したものです。

につきましては、汚濁状況を把握するうえで参考となる項目として、その他の項目に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(L A S)、それから 4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールを加えております。

以上、4 点が前年度計画との主な変更点となっております。

「平成 26 年度の水質の測定計画（案）」についての説明は以上でございます。

なお、事前に佐藤巧委員からご質問がございましたので、それにつきましては資料 1 - 4 により長谷川から説明をいたします。

(長谷川環境政策課環境保全グループマネージャー)

環境政策課の長谷川と申します。座ったままでご説明をさせていただきます。

資料1 - 4に基づきまして、事前に委員の方々からいただきました質問への回答につきましてご説明させていただきます。

1つ目のご質問ですけれども、4ページの部分について佐藤巧委員からいただきました。「西目屋村に建設中の「津軽ダム」は平成28年度竣工、27年度末には試験湛水が始まる予定である。調査地点の「砂子瀬橋」と「湯ノ川橋」はダム貯水池内に入ってしまうが、調査地点の変更はどうか。」とのご質問をいただきました。

これにつきまして、「砂子瀬橋」と「湯ノ川橋」は、青森県が環境基準点の補助点として水質調査を実施している地点ですが、当該2地点が津軽ダム貯水池内に入った後は、水質測定ができなくなるため、その地点での調査は終了することになります。

津軽ダムは国土交通省さんの直轄になると思いますので、今後は国土交通省さんが調査を実施しますので、県としての調査地点を設けるかどうかも含めまして、津軽ダムを管轄する国土交通省さんと検討していきたいと考えております。

次に資料1 - 4の2ページ目ですけれども、資料1 - 2の公共水域の水質の状況につきましてのご質問で、2ページと3ページの部分について同じく佐藤巧委員からの質問です。

ご質問の内容につきましては、「湖沼(COD)の達成率が33.3%から継続と全国の達成度より低い数値となっているが、要因は何か。」とのご質問でした。

これにつきましては、湖沼のCODは、類型指定されているのは十和田湖と小川原湖と浅瀬石川ダム貯水池の3水域となっております。十和田湖はAA類型、浅瀬石川ダムと小川原湖はA類型の類型指定がなされています。A類型はCOD3mgとなっております。このうちの十和田湖と小川原湖につきまして、継続して環境基準が達成できていないことから、達成率が33.3%となっております。

全国の湖沼では、類型指定が出されている188水域のうち104水域が環境基準を達成していきまして、達成率は55.3%と、本県よりも高い達成率となっております。

未達成の要因ですけれども、十和田湖の環境基準未達成の原因につきまして、周辺のホテルや旅館などについては全て下水道に接続されているということが青森県、秋田県の両方の下水道担当課からも報告が上がってきておりまして、総合的に考えると人為的な汚濁源はほとんど考えられないので、十和田湖の汚濁解明のために国立環境研究所さんなどいろいろな研究をしていたところもありましたが、流入河川による影響、湖内生産、降雨などの自然由来によるものと報告書では推定されているところです。県としても、今後も自然由来のものだということで水質測定を継続して、その推移を注視していきたいと考えております。

また、小川原湖の環境基準未達成の原因につきましては、国土交通省さんが作成した「小川原湖水環境改善計画」というものがありますが、それによりますと平成14年度頃から塩水と淡水の界面深度、要するに塩水が多くなってその界面が上昇していることによるもの

ということで、これは海水侵入量が増加することで、塩水層と淡水層の界面深度が上昇し、その接触面積が増大することにより塩水層内の栄養塩類等が淡水層へ移動しやすくなります。それにより淡水層では水質悪化の原因となる植物プランクトンが増加し、CODの上昇や透明度の低下などが起こるとされています。

これは塩水層が上昇することによって界面が上昇し、接触するところが増えるので、より塩水層に取り込んでいる栄養塩類などが淡水の方に行きやすくなったということです。

このため、同省では、平成20年度から水質改善を目的とした「小川原湖水環境整備事業」に着手しているほか、流域の市町村や関係機関による小川原湖水環境対策協議会を立ち上げて、水環境保全の情報の共有や施策の推進を図っています。

県としても、流域における汚濁負荷量の削減のため、生活排水対策の普及・啓発事業で生活排水の講習会などの開催をしております。あと水質汚濁防止法に基づく事業場排水の監視・指導、下水道、農業・漁業集落排水処理施設の整備及び接続率の向上、合併処理浄化槽の整備促進等について、この辺は生活排水対策ですけれども、国や市町村などの関係機関と連携し、水質改善に向けた取り組みを推進することとしております。

以上です。

(福士会長)

説明はよろしいですか。

それでは、ただ今説明があったわけですが、これにつきましてご質問、ご意見等がございましたらどうぞ。

(佐藤委員)

佐藤といいます。津軽ダムの砂子瀬橋と湯ノ沢橋の件ですが、現場での調査を終了するということですね。それで、新たにまた測定箇所を作るかどうかというのは今後検討をするということですね。そのところは分かりました。

それで、あの辺に尾太鉱山というのが湯ノ沢の上流にあります。あれはまた別に水質調査をやっているのかもしれませんが、今でも・・・流れる大川の水、大沢川の水、あの上流に、藩政時代に随分鉱山ですから穴を掘って金・銀などを採掘しました。

ということは、鉱山になりうるようなものがあるということは、水質がかなり汚染される可能性もあると考えられます。

ですので、国交省と検討をするということですが、できれば場所を変えてでも継続してやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(長谷川環境政策課環境保全グループマネージャー)

了解いたしました。国土交通省さんの直轄区域になると、国土交通省さんが測定することになりますが、今、委員のおっしゃった話を聞いていらっしゃると思うので、その事を

含めながら調査地点の検討をしていきたいと思います。

また、県の方でも、直轄以外のところで必要な地点があれば測定をしていきたいと思っております。

(佐藤委員)

ありがとうございます。

あと、次の湖沼のCODの問題ですけれども、十和田湖の場合に人為的な汚濁源は見当たらないと。それで流入河川、湖内生産、降雨などの自然由来によるものということであれば、この状態というのはずっと続くということですね。

じゃあ、そのままずっと続けるのかと。その辺、はてなという気持ちであります。

以上です。

(福士会長)

県の方、いかがですか。

(長谷川環境政策課環境保全グループマネージャー)

一応、大きな汚濁源が見当たらないということと、水質的には1.3から1.5の間で落ちてきて、透明度も10m前後で落ちてきているので、環境基準を超えているという面ではちょっと水質的には問題ですけれども、とりあえず推移を見守りたいと思います。

あと、ちなみに全国で180以上の環境基準の類型地点がある湖沼がありますけれども、それでいくと十和田湖の水質というのは10何番目ぐらいと、とてもきれいな状況になっております。

水質測定につきましては秋田県と協力してやっておりますので、秋田県とも情報を共有しながら推移を見守っていきたいと考えております。

以上です。

(福士会長)

佐藤委員、よろしいですか。他に。

(針生委員)

針生です。

古い話で申し訳ないですが、平成の初め頃、宇樽部に、今もあるでしょうけれども、キャンプ場がございました。そのトイレから、いわゆるオーバーフローして垂れ流しの状況であったのを私は前に目撃をして、その担当の方にお話をしたことがございますけれども。十和田湖を取り巻くそういう、いわゆるキャンプ場関係とか、やはり雪がとけましたらもう一度点検、確認、チェックなさった方が、人為的なものはないとは言えないんじゃない

ないかなと私は思います、いかがでしょうか。

それから陸奥湾も話していいんですよね。環境評価関係の業務で、1週間に1度の割で、年間64日くらい夏泊半島の約3分の2の漁協を、いわゆるパトロールしております。例の海上保安庁さんのいわゆるホタテの洗浄から出た残渣の、5月以降ですけれども、各漁港のホタテの残渣を集積する場所の量が、場所によっては3倍、普通に倍増しました。これはいいことだと思うのですが。ただし、まだ残っているのがホタテのネットを洗浄した残渣を取り除いた分の、いわゆるスクリーンをくぐり抜けた排水が全てまだ垂れ流しの状況でございます。流す量というのは、・・・それは県の取り扱う洗浄機の水の量によって決められているということであったんですが、それでも、もう一度チェックなさった方が、やはり、私としてはその残渣に含まれるものの餌でカモ類がいっぱい集まっていいことなんです、そういうわけにはいかないと思うんですよね。やはり、そこをもう一度チェックなさった方がよしいんじゃないかなと思っています。

全然関係ない話ですが、漁港によっては船が通れないくらい今までの残渣で水深が1.5mとか、そういう場所になっているところがいっぱいございます。漁港にいけば分かりますけれども、船が必ず通る場所が決まっているんですね。それ以外のところは干潮の時に行けば、いわゆるホタテの残渣、細かい貝殻が主体なんです、それで埋まっております。せっかくの漁港の何分の1しか使われてないんですよね。これは、やはり現場を見ているとすごく不思議だなと思いますけれどもね。漁連関係、漁港関係の方が・・・流しているのか、そのまま処理をしているのか。

あとそれから漁港関係の主婦の方に2度ほど注意しましたけれども、家庭用の、台所から出た生ゴミを海に捨てる方が結構ございます。白鳥の餌になるのも少しはあるかもしれませんが、自分の生活の糧の海を汚してはおかしいんじゃないですかという気は2度ほどしたことがございますが、私の目の届かないところでは結構なさっているのが多いのではないかなと、1週間に1度の割でパトロールをしておりますので実感しております。以上です。

(福士会長)

県の方で何か。

(長谷川環境政策課環境保全グループマネージャー)

最初の宇樽部のキャンプ場とか観光施設につきましては、観光施設を管理しているところも含めた会議がありまして、その中でいろいろやっている状況とかを確認することになっておりますので、今、委員からあったお話についてもその照会の際に確認するなり注意喚起をするなりしたいと思います。

あと、ホタテのネットの残渣などにつきましては、加工場などであれば排水量が1日平均50 m³以上だと水質汚濁防止法などの対象になりますので、そういうところについても確

認させていただきたいと思います。

あと、残渣の件ですけれども、一般廃棄物になる可能性が高いですので、一般廃棄物ですと基本は市町村さんなり、あと水産のものであれば水産部さんなりというところが関わってきますので、今、聞いたお話などについてはそちらの方に話していきたいと思います。

家庭の生ゴミは、基本市町村さんで。

(福士会長)

以上、要望と回答でしたが、よろしいでしょうか。

県の方、今、両委員から要望というかご意見がありましたので、いろんなところに反映をしていただきたいと思います。

他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして諮問案件の「平成 26 年度地下水の水質の測定に関する計画(案)」について、事務局の方から説明をお願いします。

(鳥谷部環境政策課長)

それでは、「平成 26 年度地下水の水質の測定に関する計画(案)」について御説明いたします。

最初に、資料 2 - 2 によりまして、これまでの測定結果の概要についてご報告した後、資料 2 - 3 により計画(案)についてご説明いたしたいと思います。

資料 2 - 2 の 1 ページをご覧ください。

1 の地下水の水質監視についてですが、地下水の汚染の状況を把握するため、平成元年度から県内全域を対象に継続的に監視をしているところです。

2 の平成 25 年度までの調査実施状況ですけれども、県内全市町村を対象に概況調査を行っており、これまでに延べ 1,335 本の井戸について実施してきたところです。過去の概況調査において環境基準項目が検出された井戸につきましては、汚染井戸周辺地区調査により汚染範囲を確認した後、定点を設けて経年変化を把握するために継続監視調査を実施しているものです。

各年度の実施状況は表 1 のとおりです。

2 ページをご覧ください。

平成 25 年度の調査結果の速報値です。(1)の概況調査についてですが、7市4町2村の 20 本の井戸について調査を実施しており、表 2 に検出状況を示しております。

鉛、砒素については検出されたものを、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素につきましては環境基準値の 8 割を超えて検出されたものを記載してございます。

ご覧のとおり、鉛が 2 本、砒素が 4 本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 1 本の井戸から検出されておりまして、このうち環境基準値を超えて検出された井戸は砒素の 1 本となっ

ております。

次に(2)汚染井戸周辺地区調査についてですが、4市の8地区38本の井戸について調査しておりまして、表3に検出状況を示しております。環境基準項目が検出された井戸は、鉛が11本、砒素が11本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が10本でした。これらのうち、環境基準値を超えて検出された井戸は、砒素が2本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が6本となっております。

3ページをご覧ください。(3)の継続監視調査についてですが、8市12町の61地区114本の井戸を調査しましたところ、環境基準項目が検出された井戸は106本であり、うち44本の井戸で環境基準値を超過しておりました。

4ページと5ページに、環境基準値を超過した項目のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素を除いた項目につきまして経年変化の図を載せております。

弘前市土手町地区につきましては、昨年度環境基準値を超過したテトラクロロエチレンが環境基準値以下でした。

八戸市尻内地区につきましては、昨年度に引き続き、1,2-ジクロロエタン及びテトラクロロエチレンが環境基準値を超過しておりました。

5ページ目の八戸市城下地区につきましては、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが昨年度に引き続き環境基準値を超過しておりました。

三沢市幸町地区につきましては、昨年度環境基準値以下の四塩化炭素が環境基準値を超過いたしました。

八戸市大久保地区につきましては、5年連続で四塩化炭素が環境基準値を超過して検出されました。

以上が地下水の水質状況の概要です。

続きまして、平成26年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について、資料2-3に基づきご説明したいと思います。1ページをご覧ください。

2の測定計画作成に係る考え方についてですが、地下水の水質測定に関する計画(案)の作成に当たりましては、中核市である青森市及び特例市である八戸市の計画案を県が取りまとめを行いまして、その上で、国の処理基準に基づき作成しているものです。

次に、3の平成26年度計画(案)の概要でございます。表1をご覧ください。平成26年度は、合計181地点での調査を予定しております。(1)の概況調査についてですが、全市町村を対象に調査を実施しており、測定地点は県内を6ブロックに分け、各ブロックから地点を選定しております。平成26年度は5市6町1村の19地区19本の井戸について調査することとしています。測定項目は、環境基準項目の全項目について測定することとしています。

2ページをご覧ください。(2)汚染井戸周辺地区調査についてですけれども、平成26年度は3市1町1村の10地区55本の井戸について調査を行うこととしておりまして、表

3にその概要を示しています。

測定項目についてですが、過去の概況調査等において検出された項目を対象としておりまして、八戸市鮫地区、風間浦村易国間地区では鉛、五戸町博労町地区、青森市造道、西滝、問屋町、横内、大野地区及び八戸市の尻内地区では砒素、弘前市元長町地区ではベンゼン、八戸市鮫地区では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を測定することとしております。

次に、(3)継続監視調査についてですが、8市12町の60地区107本の井戸について調査を行うこととしております。25年度計画からの変更内容といたしましては、汚染井戸周辺地区調査により、鉛及び砒素が検出された地区や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値の8割を超えて検出された地区の5地区11地点を新たに継続監視調査の対象としたいと考えております。

廃止された井戸や採水が困難となった井戸の調査を終了することとした他、12地区14地点については3年連続で環境基準値の概ね9割を超えないことが確認された項目の調査を終了することとしています。

測定項目につきましては、表4のとおりとなっております。

なお、佐藤巧委員、糠塚委員、石田委員及び佐藤久美子委員から事前にご質問がございました。それにつきましては資料2-4により担当の長谷川が説明します。

(長谷川環境政策課環境保全グループマネージャー)

それでは資料2-4をご覧ください。先ほどと同様に、委員の皆様方から事前にいただいたご質問と、それに対する回答につきましてご説明させていただきます。

まず資料2-2の地下水の水質の状況の2ページに関するご質問を佐藤巧委員からいただきました。ご質問の内容は、「青森市堤で砒素が環境基準の3倍弱検出されているが、井水は何に利用されているのか。」ということです。

これは青森市役所に確認しましたところ、堤の当該井戸の地下水につきましては、冬季の融雪用に使用されておりまして、飲用などには供されていないということでした。

次のページをご覧ください。糠塚委員、石田委員、佐藤久美子委員から、環境基準値を超過している八戸市の地下水について、糠塚委員からは「八戸市城下地区において、1,2-ジクロロエチレンの濃度が上昇を続けています。このような場合には特定の汚染源があることが疑われます。汚染源の調査は行われているのでしょうか。もし、計画がないのであれば汚染源の調査を行うことが望ましいと思います。」ということで、

あと石田委員からは「継続監視調査を行っている井戸の中で、八戸市尻内地区ではテトラクロロエチレンが、八戸市城下地区では1,2-ジクロロエチレンが近年環境基準値を大幅に超過しております。これらを排出していると推測される事業所には改善指導を行っていると思われませんが、排出事業所の把握は出来ているのでしょうか。」

佐藤久美子委員からは「他の環境基準超過地点の経年変化が横ばいか減少傾向にあるのに比べて、2)八戸市尻内地区のテトラクロロエチレンと3)八戸市城下地区の上3項目

については、昨年度より増加または高止まりの傾向にある。原因と対策を説明してほしい。」

とのご質問がありましたので、八戸市城下地区及び尻内地区のことに關してまとめて回答いたします。

八戸市城下地区の井戸につきましては、汚染の原因者が判明しております。当該井戸につきましては、平成 14 年度に一度原因物質の浄化作業を実施したところ、地下水中の 1,2-ジクロロエチレンの濃度が大幅に低下しましたが、平成 16 年度以降再び環境基準値を超過する状況が続いています。このことについては、原因者が既に当該物質を使用していないことから、新たな汚染による濃度上昇ではないと判断されており、降水量の増減や井戸の揚水量の減少等により、地下水の動きが少なくなり、井戸周辺に当該物質が滞留していることが原因の 1 つと考えられています。そのため、八戸市では現在も事業者と今後の浄化対策について協議を行っており、今後も事業者に対して浄化に向けた指導を行い、継続して監視調査を行う方針とのことです。

次に八戸市尻内地区の井戸の汚染原因者は、現在の土地所有者ではなく、以前の土地所有者であると考えられています。当該井戸につきましては、平成 20 年度に汚染原因である土壌の掘削除去等の対応を実施したところ、その後、数年間はテトラクロロエチレンが環境基準を達成していましたが、平成 24 年度以降、再び環境基準値を超えて検出されるようになりました。このことについては、汚染対策後、周辺事業者が当該物質を使用していないため、原因は不明となっています。そのため、八戸市では今後も継続調査を実施し、原因の把握に努める方針とのことで、八戸市役所から聞いておりました。

以上です。

(福士会長)

説明は以上ですね。

ただ今説明がありましたので、ご質問、ご意見等あれば、どうぞ。

(佐藤委員)

佐藤です。

堤で砒素が 3 倍弱検出されたこと。これは消雪用ということで、飲用にならなければいいと思うんですけどもね、飲み水にならなければいいと思うんですけども。でも、この周辺地域でもやっぱり検出されているんですよ。何が原因でしょうかと、私は全然分かりませんが、それで、26 年度に周辺地区調査区域というのと、砒素が検出された地区とが一致しているのかなという疑問を持ちました。その件でございます。

あと弘前市、私は弘前住民でございます、弘前市の土手町のテトラクロロエチレンが環境基準を下がったと、非常に嬉しく思っております。

以上です。

(長谷川環境政策課環境保全グループマネージャー)

1つだけ、堤の砒素の原因ですけれども、一応青森市役所さんから確認をしましたが、汚染源などはほとんど見当たらないので、青森市では結構見受けられるということになれば自然由来によるものではないかと、そのように聞いております。

あと、汚染井戸周辺地区調査の報告のことにつきましては、市役所さんの方で、翌年度に実施せず、予算の関係で年度をずらしたりしているのので、一概に概況調査からすぐ汚染井戸周辺地区調査にはならないことがあると思うということを聞いておりました。それでちょっとずれているのかと思います。

以上です。

(福士会長)

いかがですか。

(佐藤委員)

いいです。

(福士会長)

他にございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは他に意見等がないようですので、これで諮問案件そのものについての質疑は終わらせていただきます。

それでは諮問案件の「平成26年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」及び諮問案件の「平成26年度地下水の水質の測定に関する計画(案)」につきましては、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

(福士会長)

以上、いろいろご意見がありましたけれども、それは要望ということですので県の方で受け止めていただきたいと思います。

それではご異議がないようですので、諮問案件2件につきましては原案が適当であると認めて答申をすることといたします。

この後、答申書の準備ができるまで若干休憩を取りたいと思います。県の方、何分くらい、35分開始で大丈夫ですか。

それでは若干休憩、35分から再開をいたします。休憩といたします。

<休憩>

(福士会長)

それではお揃いのようなので会議を再開します。

答申をしますので、林部長、お願いします。

(福士会長)

平成 26 年 2 月 12 日

青森県知事 三村申吾殿 青森県環境審議会会長 福士憲一

青森県環境審議会に対する諮問事項について 答申

平成 26 年 2 月 12 日付け青環第 1730 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認めます。

- 1 「平成 26 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」について
 - 2 「平成 26 年度地下水の水質の測定に関する計画（案）」について
- 以上です。

(林環境生活部長)

ありがとうございました。

(福士会長)

以上で諮問案件についての審議は終了いたします。

次に報告の案件に入ります。「青森・岩手県境不法投棄事案」について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(佐々木県境再生対策室総括主幹)

県境再生対策室の佐々木と申します。座ったままで失礼いたします。

去る平成 24 年 11 月 26 日開催の環境審議会におきまして、県境不法投棄事案に係る実施計画の変更についてご審議いただき、適当であるとお認めいただきました。その後、年度末の平成 25 年 3 月 26 日には、実施計画の変更について環境大臣の同意をいただき、今年度の現場からの廃棄物等の撤去作業を進めてまいりましたが、先日、12 月 19 日をもって廃棄物と汚染土壌の撤去を完了いたしました。これもひとえに委員の皆様のご指導の賜と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

撤去実績といたしましては、資料 3 - 1 に記しているとおり、表とグラフの間ですが、実施計画における廃棄物等の推計量約 1,149,000 トンに対しまして、1,147,163.9 トンとなりました。

2 の今後の支障除去事業についてですが、撤去完了いたしましたので、今後は現場内に

残っている汚染地下水の浄化を引き続き行いまして、平成 34 年度までには支障除去事業を完了することとしております。また、現場跡地につきましては、現在、不法投棄により穴だらけの状況となっておりますので、今後地盤安定化のための整備や客土を行いまして、平成 26 年度からは植樹をして森林整備を行うなど、現場の環境再生に向けた取り組みを進めてまいりますので、今後ともご指導いただきますようお願いいたします。

現場及び周辺地域についてのモニタリング結果、資料 3 - 2 につきましては、担当の中谷からご説明いたします。

(中谷県境再生対策室主査)

それでは座ったままで失礼いたします。資料 3 - 2、平成 25 年環境モニタリング等調査結果について説明いたします。

県境不法投棄現場については、県内の一般的なモニタリングとは別枠で、現場とその周辺地域において重点的にモニタリングを行っております。1 番目、水質モニタリングについてです。汚染が周りに拡散しないよう遮水壁で囲い込みました現場内と現場周辺にて、地下水や表流水、湧水のモニタリングを行っております。

現場周辺では、こちらは遮水壁の外側の調査地点ですけれども、全ての地点で環境基準以下となっております、数値の動きからも異常は認められませんでした。

現場内につきましては、昨年未までに廃棄物及び汚染土壌が撤去されたところですが、汚染地下水が残存しております。昨年中には鉛、砒素、1,4-ジオキサン、ベンゼン、ホウ素について環境基準超過が見られているところですが、廃棄物撤去後、特に 1,4-ジオキサンについては低下傾向が見られ始めているところです。

ページをめくりまして 2 目、有害大気汚染物質モニタリングについてです。こちらは現場の掘削作業に伴って、現場周辺に V O C が拡散していないかどうか、風の向きを考慮した上で現場敷地境界の 3 地点で有害大気汚染物質モニタリングを行いました。調査結果は、現場の撤去作業を開始した当時から、環境基準を継続して満足しております。

3 目、大気汚染物質モニタリングについてです。現場から処理施設まで廃棄物及び汚染土壌を運搬する車両の排気ガスについて、大気汚染物質モニタリングを行ってまいりました。こちらについても環境基準を満足しており、問題はありませんでした。

4 目、騒音振動モニタリングについてです。同じく廃棄物等運搬車両による騒音振動についてモニタリングを行ってまいりましたが、こちらも国の基準を下回っており、問題はありません。

5 目、浸出水処理施設モニタリングについてです。現場で発生する汚染水は遮水壁で囲い込んでおりまして、そこから取り出した汚染水は水処理施設で処理しております。きちんと浄化処理ができているかどうか、処理水の水質モニタリングを行っております。こちらについても基準を十分に下回っているところです。

廃棄物及び汚染土壌の現場からの撤去作業が無くなりましたので、2 目から 4 目ま

での有害大気汚染物質及び騒音指導のモニタリング調査は昨年中までで終了しております。今年度冬場の調査や来年度以降の調査は行わないこととしております。

今後は現場内で汚染地下水を効率的に汲み上げ、水処理施設で浄化して放流するという活動を継続して行うことで、平成 33 年度末までの環境基準達成、そして平成 34 年度末までに特定支障除去等事業の完了を目指すこととなります。

説明は以上です。

(福士会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。

(竹浪委員)

周辺地域の基準、測定データは、ここには載ってないんですけども、それは出しているだけでしょうか。

(佐々木県境再生対策室総括主幹)

ご質問のありました周辺地域のデータについては、これまで基準超過とか問題は一切ございませんでしたので、今回の資料では割愛させていただいておりますが、ホームページ上、あるいは報道等の発表できちんと公開しておりますので、それで御了承いただきたいと思っております。

(竹浪委員)

分かりました。

(福士会長)

ホームページを見ればあるということですね。

(佐々木県境再生対策室総括主幹)

過去からのデータを全部載せております。

(福士会長)

ほか、いかがでしょうか。

ありませんでしょうか。

それでは他に意見等がないので、以上で本日の議案の案件については終了いたします。ただ、その他として、事務局の方からあるようですのでお願いをいたします。

(山谷自然保護課長)

自然保護課の山谷と申します。お手元の資料、青森県生物多様性戦略(案)の概要についてご説明をさせていただきます。

当該戦略は昨年2月22日に開催されました第18回青森県環境審議会、当審議会におきましてご審議いただきました第四次青森県環境計画に沿って策定したものです。これは生物多様性基本法第13条の「都道府県は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性戦略」と呼ぶ)を定めるよう努めなければならない。」に基づきまして策定したものです。

策定の経緯といたしましては、資料の5ページをめくっていただきますと、この名簿に記載されています生物多様性に関する有識者の方、学識経験者の方、また環境関係のNGOを実践なさっている方々等の委員で構成いたします青森県生物多様性地域戦略検討委員会におきまして、平成24年度から延べ7回の検討委員会を開催し、内容をご検討いただきました。

また、青森、弘前、八戸、むつの4会場におきまして、一般の方々にも参加いただいてワークショップを開催し、各会場3回、延べ12回開催して、各地域の現状や課題等の拾い上げを行うとともに、県庁の農林水産部門や公共工事土木部門など、庁内の関係各課によります連絡会議を実施し、内容の調整等を行いました。

戦略の概要といたしましては、資料の2ページですが、「いきものたちを育み恵みを受け自然と共に生きるあおもり」を基本理念として掲げ、平成26年度から35年度までの10年間を計画期間としております。

戦略検討委員会といたしましては、3ページの施策の基本的な柱として、3つの長期的な目標2050年目標を掲げておりまして、その下に7つの戦略、10年戦略を設定し、各施策を推進していくこととなります。具体的には、この表にありますとおり、「知る」「活かす」「守る」の柱に沿って、「人と自然のつながりを理解し次代に伝えるあおもり」「生物多様性がもたらす恵みを活かすあおもり」「いきものたちの命を守り育てるあおもり」の3つの2050年目標を掲げ、その下に から の10年戦略を設定しております。

また、お手元に配付しております本体の部分の11ページ以降をお開きいただきたいのですが、その中では各戦略、 から で構成する各戦略に具体的な取り組みを整理しております。今後、戦略に沿って必要な事業、取り組みを進めることとなります。

また概要の部分の4ページですけれども、当該戦略の進捗状況、これをチェックするためのモニタリング指標を設定しております。なお、この当該戦略につきましては、現在、意見募集、パブリックコメントを実施しております。各委員におかれましてもご一読いただきまして、ご指摘の箇所等がございましたら、後日、自然保護課までお知らせくださるようお願い申し上げます。

以上です。

(福士会長)

この件は情報提供のような形と受け止めたんですが。せっかくの機会ですので、何かあれば。今、ざっと、後で読んでご意見があればということでしたけれども。

どうぞ。

(佐藤委員)

生物多様性戦略(案)の厚い方、これはそのまま活字になっていくんでしょうか。

というのは、私、地質のところをチラッと見ただけなんですけど、資料編のところ、30ページ、言葉、単語の使い方とか、ちょっと内容が、いいのかな?という疑問を持つようなところがあります。

例えば、30ページ上から2行目、「洪積層と沖積層」という単語がありますけれども、この「洪積層」「沖積層」というのは、今はほとんど使わないんですね。「洪積世」「沖積世」という時代がありまして、それが今、「更新世」「完新世」という言葉に変わっております。

それから、その次が、「古生層は粘板岩や石灰岩の他にチャート及び変成岩から構成されており」とありますが、青森県に「古生層」、これは古生代にできた地層ですが、ほとんどないです。権現崎の先にちょっと石炭紀のものがありますけれども、ほとんどないというのが現状ですので。石灰岩もほとんど中生年のもので古生層ではないです。

チラッと見ただけですけれども、ミスみたいなものが、見る人が見れば、これはいつの、どこから引っ張ってきたんだというような気持ちを持つような表現がありますので。一応、話をしておきます。

(山谷自然保護課長)

ご指摘、ありがとうございます。今、ご指摘をいただいて思ったんですが、5ページの委員名簿の中に、これは我々のミスですが地質の専門の先生が入っておりませんでしたので、そこをチェック漏れだったのかなと思います。委員の方からご指摘をいただいて、直していただければ助かります。よろしくお願いします。

(福士会長)

委員の方で大変でしょうけれども、できれば地質のところだけは読んでいただいて、もう文章でも電話でも。

(山谷自然保護課長)

引用したものが、古い資料だと思います。専門家の方のご意見を聞きながら直していきたいと思っております。

(福士会長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

いろいろあるとは思いますが、ご自分の専門に近いところだけでも後ほど読んでいただいて、意見があれば貴重な意見となる可能性がありますので、今みたいに、ぜひ意見があれば後で県の方に出していただきたいと存じます。

ちょうど今、意見を募集している最中なんですね。ちょっと大変ですけども。

よろしいでしょうか。情報提供ということで。

基本的には以上ですが、他に何かありましたらお伺いします。

どうぞ。

(針生委員)

針生です。最後に1つだけ。

冒頭、部長さんのご挨拶の中で、環境白書を配付しているとありました。いただきました。

今日、メモしたものを持ってこなかったんですが、環境白書の中のデータの日時が項目によってすごくバラバラなんです。年度末のデータで全部統一するとか、そうなさった方がいかなもののでしょうか。確か、バラバラなデータが項目によっては年度末だったり、その次だったりという形になっていますので。

以上です。

(福士会長)

はい、どうぞ。

(林環境生活部長)

ご指摘ありがとうございます。

申し上げますと、それぞれの国への報告ものの調査時点がそれぞれございまして、その調査の結果を白書にまとめている関係上、同じ時点での調査という形では白書にまとめるくいものもございします。その点をご理解をいただければなと思ひます。

(針生委員)

県でこの日に決めましたと、年度末とか。・・・

(福士会長)

いいですか、今ので。ちょっと無理な点があると。

(竹浪委員)

すいません、先ほどの環境モニタリングの調査の件ですけれども、最後のところで報告した方が、周辺地域のモニタリングはこれで終了しますというふうに聞こえたような気がするんですけども。そうなんですか。

(佐々木県境再生対策室総括主幹)

周辺地区で、終了するというのは撤去作業による車両への影響とか掘削作業に基づく影響の調査の方は撤去を完了しましたので終了しますが、水については引き続き、浄化完了まで行いますので。1番の水質モニタリング、こちらはご心配をいただきませんようお願いいたします。

(竹浪委員)

了解しました。

(福士会長)

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこれもちまして本日の議事は終了といたします。進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(司会)

福士会長、委員の皆様、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第20回青森県環境審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。